

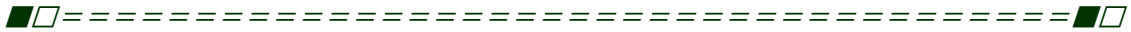


消費生活ほっとニュース 第76号 令和4年7月10日発行



◆ INDEX ◆

1. 「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？－「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました！－
2. 柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供
3. 〈お知らせ〉区民ひろば開催 ①出前寄席『悪い輩に気を付けて！』
②出前講座『消費者トラブルに注意！』



「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？

－「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました！－



販売サイト等で「1回目90%OFF」「初回実質0円（送料のみ）」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品、化粧品、飲料の通信販売に関する相談が全国の消費生活センター等に引き続き多く寄せられています。

本年6月1日に、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行され、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申込みをした消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

【相談事例】

〈事例1〉

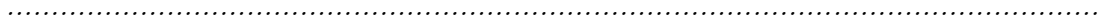
「初回550円」という表示を見て化粧品を注文したところ、2回目以降が高額な定期購入契約だった。

〈事例2〉

「いつでも解約可能」という表示を見て、定期購入のダイエットサプリメントを注文したところ、初回のみで解約するには条件がついていた。

○消費者へのアドバイス(インターネット通販中心)

低価格を強調する広告の場合は、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう！



必ず「最終確認画面」で、定期購入が条件となっていないか、2回目以降の分量や代金などの販売条件、解約条件等を確認しましょう。

改正特定商取引法では、販売業者等は、販売サイトの「最終確認画面」において、顧客が「注文確定」の直前段階で、分量、販売価格・対価、支払の時期・方法、引渡・提供時期、申込期間（期限のある場合）、申込みの撤回、解除に関する事などの契約の申込みの内容を簡単に最終確認できるように表示することを義務付けています。

また、販売業者等がこれらの契約の申込みの内容について、表示しなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示を行った場合、これにより誤認して申込みをした消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができます。

○「最終確認画面」のチェックリスト



【注文する前】

◆定期購入が条件になっていませんか？

「初回特別価格」「〇カ月コース」「定期コース」などと表示されている場合は、特によく確認しましょう。

◆(定期購入が条件になっている場合、)継続期間や購入回数が決められていませんか？

「〇回をお受け取り後に解約できます」「〇回のお受け取りが条件になっています」などと表示されている場合はよく確認しましょう。

◆支払うことになる総額はいくらですか？

各回の分量、2回目以降の代金は、初回の分量、代金と異なるケースがあります。

◆解約の際の連絡手段を確認しましたか？

解約手段が電話やメッセージアプリに限定されている場合は、電話が繋がらない、メッセージアプリの操作がうまくできないことも想定しておきましょう。

◆「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか？

特に、「次回商品発送の〇日前までに連絡をすれば解約できる」など解約の申出に期限がある場合には申出の期限、解約時に違約金などの支払いが必要であればその内容など解約条件の詳細を確認しましょう。

◆利用規約の内容を確認しましたか？

利用規約の内容をよく確認しましょう。

◆「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？

契約を取り消す際の証拠になります。

◆未成年者の場合は以下の点も確認してください*

- ・販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- ・年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか？

*法定代理人が目的を定めて処分を許した財産をその目的のために使う行為や、自由な処分を許された財産を使う行為などは法定代理人の同意は不要。また、未成年者が相手を誤信させる目的で、成年者であると伝えたり、法定代理人の同意を得ていないにもかかわらず同意を得ているなどどうそをついたりすること（詐術）により相手を信用させて契約した場合には原則として取り消しはできない。

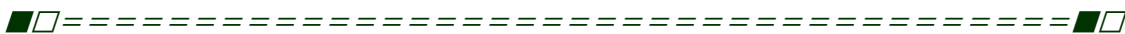
【報告書本文】「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？

－「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました！－

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20220609_1.pdf



<出典>独立行政法人 国民生活センターHP 発表情報



柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供



柔軟仕上げ剤は、衣類の風合いを柔らかく保つことと静電防止効果を持つものです。2000年代後半から香りの強い海外製の柔軟仕上げ剤がブームになったのをきっかけに、芳香性を工夫した商品の品ぞろえが増え、現在は、消費者が香りの強さや種類を選択できるよう様々な商品が販売されています。

国民生活センターでは2013年に、PIO-NETに寄せられる「柔軟仕上げ剤のにおい」に関する相談件数が増加傾向にあるとして情報提供を行いました。それ以降も「柔軟仕上げ剤のにおいがきつくて頭が痛くなる」などの相談情報が毎年一定程度（年間130～250件程度）寄せられています。

・柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供（2013年9月19日）

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130919_1.html

また、2013年に実施したテストでは、強い芳香のある柔軟仕上げ剤を使用した洗濯物を室内に干した場合に、においのある成分もにおいのない成分も含んだ、揮発しやすい成分が多く放散されることも確認されました。

そこで、新たに寄せられた相談情報の内容を分析し、併せて現在販売されている柔軟仕上げ剤を使用した洗濯物から放散される、揮発しやすい成分の総量（総揮発性有機化合物（TVOC）：Total Volatile Organic Compounds）やにおいの強さ（臭気強度）、現在販売されている商品の表示を調べ、商品選択や使用にあたっての注意点等を消費者に情報提供するとともに、関係機関への要望及び情報提供を行うこととしました。

○相談情報の概要



・柔軟仕上げ剤のにおいに関する、申し出に基づく相談情報は、2014年度以降、928件寄せられ、うち、594件（64%）が危害があったというもの（注1）でした。

当センターが2013年に情報提供を行った翌年度以降も、年間130～250件程度の相談情報が寄せられています。

・相談情報を相談受付月別に集計すると、6月から9月にかけて比較的多く寄せられていました。また、商品の購入者と相談者が異なっているものが全体の71%を占めていました。

・危害があったという申し出情報の内訳をみると、性別・年代は、30歳代～60歳の女性が

